

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省30-18)

別紙1

施策名	目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理				担当部局名	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	浄化槽推進室長			
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。				政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進					
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な污水处理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。				目標設定の考え方・根拠	浄化槽法	政策評価実施予定時期	平成31年8月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値								
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
浄化槽適正普及管理率(%) 1 = 合併浄化槽基数×11条検査率(合併)/浄化槽全数	-	40%	-	-	-	-	40%	-	-	浄化槽による水環境の保全を図るにあたっての指標として、合併処理浄化槽の整備だけではなく適正な維持管理の状況を評価する指標として設定した。	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成30年 行政事業レビュー 事業番号	
	27年度	28年度	29年度	30年度							
浄化槽指導普及事業費等 (昭和59年度)	52 (48)	62 (62)	64 (57)	64	1	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の設置及び維持管理について各自治体の実態調査や事例収集を通じ、浄化槽の適正普及管理に係る制度・手法に関する検討を行う。 ・平成12年の浄化槽法改正により原則新設禁止となった単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するための効果的な手法の検討を行う。 ・市町村浄化槽整備計画の策定支援を行うとともに、市町村設置事業を実施する市町村の負担軽減に資するPFI手法の普及促進を図る。 ・浄化槽システム全体の強靱化を図る。 ・試験合格者、講習修了者からの免状交付申請に応じ、免状を作成・発送する。また、免状の記載事項に変更があった場合の書換等に対応するため、これまでに交付した浄化槽管理士の情報を台帳として整備・更新する。 ・都道府県・市町村の浄化槽行政担当者に対し、浄化槽の具体的な整備内容・方法や課題への取り組み等に関して、環境省が調査した情報の還元や自治体との情報交換等の実施を通じ、国及び自治体間での連携を図り、国及びブロック毎の自治体間のネットワークを構築・情報交換を活性化させる。 ・NPOとの連携により浄化槽に関する情報を提供・共有することによりネットワークの形成を促進する。 ・セミナー等において浄化槽のミニチュアモデルを用いた展示等による広報を行い、広く浄化槽の普及啓発を図る。 				190	
我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(浄化槽グローバル支援事業費)(平成29～年度) し尿処理システム国際普及推進事業費(～平成28年度)	15 (16)	16 (16)	15 (13)	-		<ul style="list-style-type: none"> ・海外の関係者へ日本のし尿処理に関する経験と技術を発信し、途上国等におけるし尿処理の課題を共有するためのネットワークを構築する。 ・国内外の有識者や技術者と連携して浄化槽等の分散型污水处理施設の普及に向けた戦略的検討を行う。 				191	
浄化槽情報基盤整備支援事業費(29年度で終了)	50 (50)	50 (45)	50 (45)	-		<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体が抱えている浄化槽台帳システム導入に際しての課題に対する技術的支援及び運営段階におけるフォローアップを行うことと、地域の実情に適した浄化槽台帳システムの整備を支援する。 ・上記モデル事業の事例に基づく諸課題及び解決策を整理、集約した上で、他の自治体に情報提供する。 				192	
施策の予算額・執行額	117 (114)	128 (128)	129(113)	88	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	国土強靱化基本計画 廃棄物処理施設整備計画					